

犬山市の現状

～ 男女共同参画に関すること ～

犬山市男女共同参画推進指針について

指針期間 平成30年4月1日から令和10年3月31日まで

基本理念 男女共同参画社会の実現

指針 及び 指針の方向性

指針	指針の方向性
I 男女共同参画社会推進のための意識改革	① 男女共同参画の理解促進
	② 家庭内における男女平等の意識づくり
	③ 学校における男女平等教育の推進
II 男女がともに活躍できる基盤づくり	① ワーク・ライフ・バランスの実現
	② 働き方改革の推進
	③ 女性の活躍の推進
	④ 家庭・地域における男女共同参画の推進
III 女性の意見が反映される場の拡大	① 地域自治や防災における女性の活躍
	② 政策・方針決定過程での女性の参画の推進
IV すべての男女が安全に安心して暮らせるまちづくり	① こころとからだの健康づくり
	② すべての人が安心して暮らせる環境づくり
	③ あらゆる暴力・人権侵害の根絶

I 男女共同参画社会推進のための意識改革

① 男女共同参画の理解促進

具体的には…

- 男女共同参画についての理解
- 偏見やしきたりなどを見直し、意識を変える

【取り組むべきこと】

【実際に行ったこと】

- | | | |
|--------------------|---|------------------|
| ①_男女共同参画についての啓発 | ➔ | 講座・パネル展・えほん展の開催 |
| ②_各分野において精通する人を増やす | ➔ | 講座&立案型ワークショップの開催 |

② 家庭内における男女平等の意識づくり

具体的には…

- 男女平等の意識づくりを推進

【取り組むべきこと】

【実際に行ったこと】

- | | | |
|-----------------|---|-----|
| ①_男女平等の意識づくりの推進 | ➔ | 未実施 |
|-----------------|---|-----|

③ 学校における男女平等教育の推進

具体的には…

- 子どもたちに男女平等の教育を進めていく

【取り組むべきこと】

【実際に行ったこと】

- | | | |
|-------------------|---|----------------|
| ①_学校における男女平等教育の推進 | ➔ | 市内中学校にて出前講座を実施 |
|-------------------|---|----------------|

Ⅱ 男女がともに活躍できる基盤づくり

働き方・生き方

理想：男女とも『仕事』、『家庭生活』、『地域・個人生活』バランスがとれている

- 1 **現実**：男性→「仕事を優先している」 女性→「『家庭生活』を優先している」
➔2024年8月に愛知県が実施をした「男女共同参画意識に関する調査」においても、
同じ結果が出ている

「仕事と家事、育児の両立が大変だった」→結婚や育児を期に仕事を辞めた。仕事を持たなかった。

- 2 ➔国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生同行基本調査（夫婦調査）」（2021年）によると、
当調査の回数を重ねるごとに減少しているものの、「出産退職をした女性」：23.6%

①「男女がともに家事や子育て、介護、地域活動」に積極的に参加するために必要なこと
→男性の半分以上が**「労働時間短縮や休暇制度の普及」**

②男女共同参画社会のために力をいれていくこと

→「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など男女が共に生き方の見直しを進めるべき」

- 3 ➔2024年8月に愛知県が実施をした「男女共同参画意識に関する調査」においては、**「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が最も多い回答**となっているが、
「労働時間短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をよりもてるようにすること」と回答している人：52.8%

犬山市での取り組み

働き方改革の推進

目的：家庭生活・地域活動でも活躍していく

取り組むべきこと：男性中心型の労働慣行や長時間労働といった社会全体の働き方の見直し及び就業環境を整える

◆犬山市特定事業主行動計画における目標設定

犬山市特定事業主行動計画 ⇨ 犬山市のHPにて公表

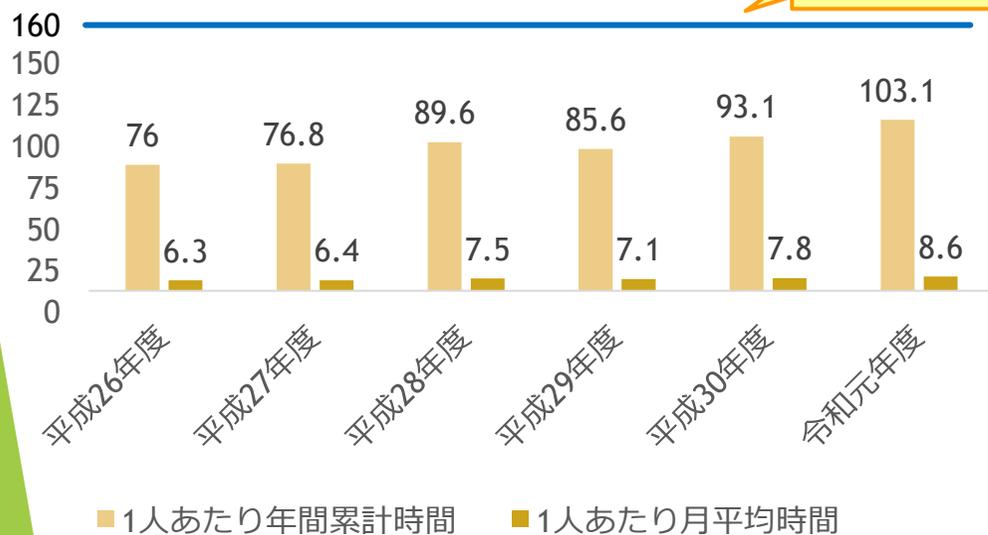
●URL:<https://www.city.inuyama.aichi.jp/shisei/keikaku/1005912/1001234.html>

①_各職場の時間外勤務時間数を前年度実績の4%減を目標とします。なお、各職員の1年間の時間外勤務総時間数については、**上限目安時間360時間以内**の達成に努めます。

【目標数値】国：未設定、

県：2019年度実績から（162.3時間）から毎年度減少
（参考：愛知県「愛知県職員の女性活躍推進・子育て応援プログラム」、2020年12月,P21）

犬山市における各職場の時間外勤務時間数



②_職員1人あたりの年次有給休暇を

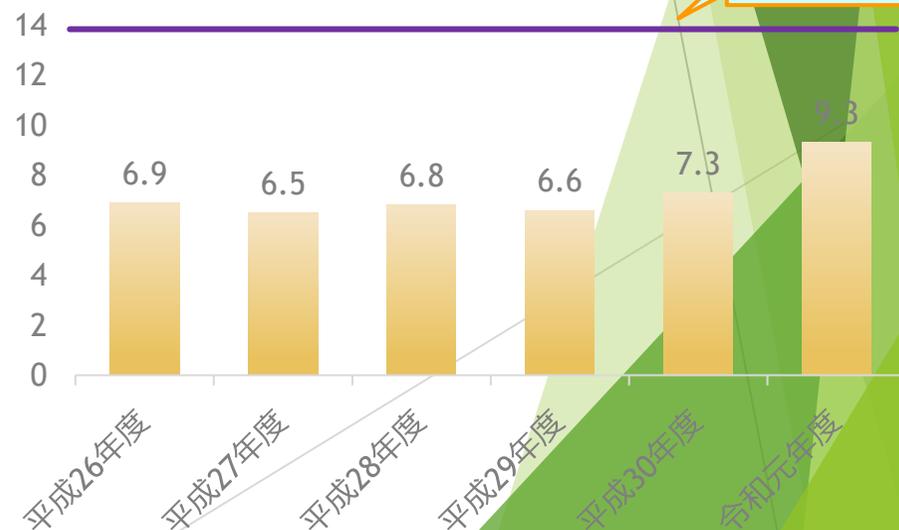
年間11日以上取得することを目標とします。

【目標数値】国：14日（参考：内閣府「内閣府本府女性職員活躍と職員のワークライフバランスのための取組計画」,P11）

県：14日（参考：愛知県「愛知県職員の女性活躍推進・子育て応援プログラム」,2020年12月,P23）

職員1人あたりの年度別有給休暇取得日数

国と県の目標値



取り組み①：全庁的な事務の簡素合理化の推進

- ① 「各部署の時間外勤務の状況把握」及び「注意喚起」
- ② 機構改革による組織の再編
業務の見直し
適正な人員配置に努める
- ③ 業務の効率化を図る
例) 事務処理のマニュアル化
- ④ 会議・打合せに係る効率化を図る。
例) 時間短縮、資料の事前配布
- ⑤ 事務の改善・効率化に対し、気軽に提案することができる機会を設ける
例) ワークショップなど開催の際、対象者を職員の年齢、役職にとらわれない
- ⑥ 適正な人員配置を努める
- ⑦ (窓口業務の時間延長や夜間の会議等に出席の場合) 「早出遅出勤務制度」の活用の推進

取り組み②：一斉定時退庁日等の実施

- ① 「ノー残業デー」による定時退庁の徹底 ※毎週水曜日&金曜日に実施
- ② 管理職等による「早期退庁の促し」及び職員が退庁しやすい環境整備指導
- ③ 人事担当課による「定時退庁ができない職員が多い部署の把握」及び「その部署の管理職等への指導」の徹底
- ④ 毎週水曜日のノー残業デーの定時退庁促し
例) 事前パソコン延長申請がない限り、午後6時にパソコンが自動シャットダウンされる

取り組み③：小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

- ① 該当する職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度についてを周知
- ② 該当する職員に対し、時間外勤務の縮減に努めるよう指導

休暇の取得の促進

犬山市「犬山市特定事業主行動計画【令和2年度～令和6年度】」
令和2年4月,P10・P11

取り組み①：年次有給休暇の取得の促進

- ① 管理職に対し、部下の計画的な年次有給休暇の取得の把握、管理職が計画的に取得し、部下に対し模範となるよう指導
- ② 計画的な休暇の取得を促進
- ③ 人事担当課が有給休暇取得状況の確認をし、取得率が低い職場の管理者等に注意喚起

取り組み②：連続休暇の取得の促進

- ① 連続年次有給休暇の取得を促進
- ② リフレッシュ休暇制度の周知及び取得率の向上
- ③ ゴールデンウィークやお盆期間における公式行事や会議の自粛

取り組み③：家族のための特別休暇の取得の促進

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子どものための看護休暇制度周知及び取得促進
- ② 家族のために取得できる家族休暇の取得促進

取り組み④：職場優先の環境や固定的な性別役割意識等の是正のための取り組み

- ① 母性保護、育児休業、休暇、時間外勤務等の制度について、研修などから意識啓発を努める
- ② 固定的な性別役割分担意識をなくすよう、研修などから職員の意識改革に努める

Ⅲ 女性の意見が反映される場の拡大

① 地域自治や防災における女性の活躍

◆ 自治会長に占める女性の割合

【目標数値】国：10%、(参考：内閣府「第5次男女共同参画基本計画」，令和2年12月25日,P49)

県：未設定

犬山市における町会長の女性割合

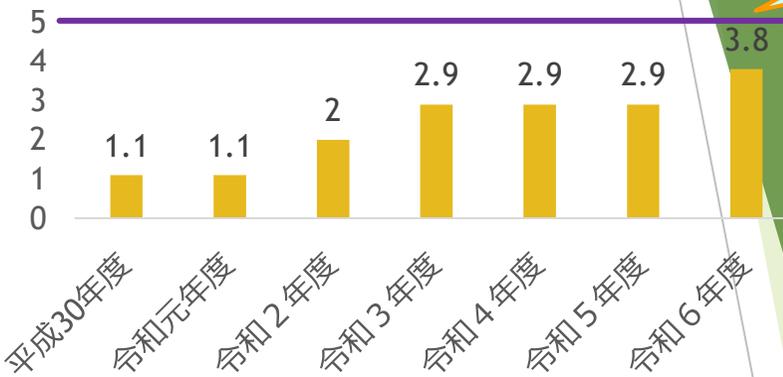


◆ 消防吏員に占める女性の割合

【目標数値】国：5% (参考:内閣府「第5次男女共同参画基本計画」令和2年12月25日, P99)

県：5% (参考:愛知県「あいち男女共同参画プラン2025,2021年3月,P37)

犬山市における消防吏員に占める女性の割合

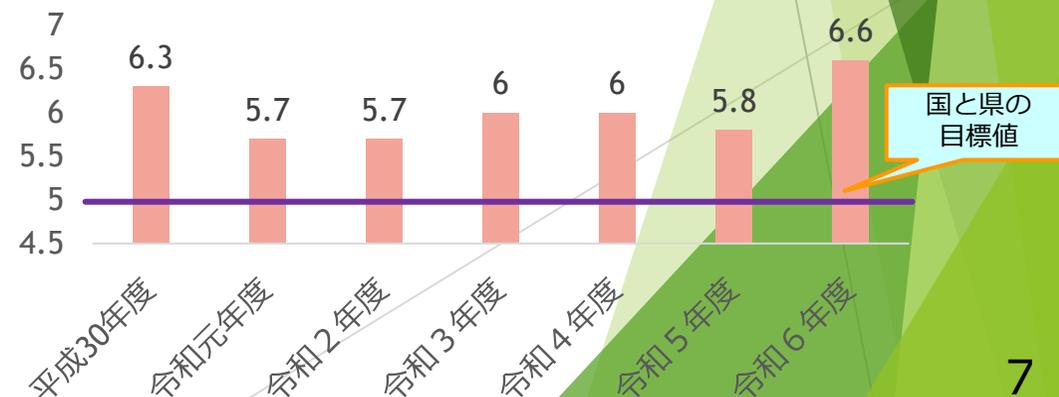


◆ 消防団員に占める女性の割合

【目標数値】国：5% (参考:内閣府「第5次男女共同参画基本計画」令和2年12月25日, P99)

県：5% (参考:愛知県「あいち男女共同参画プラン2025,2021年3月,P37)

犬山市における消防団員に占める女性の割合



Ⅲ 女性の意見が反映される場の拡大

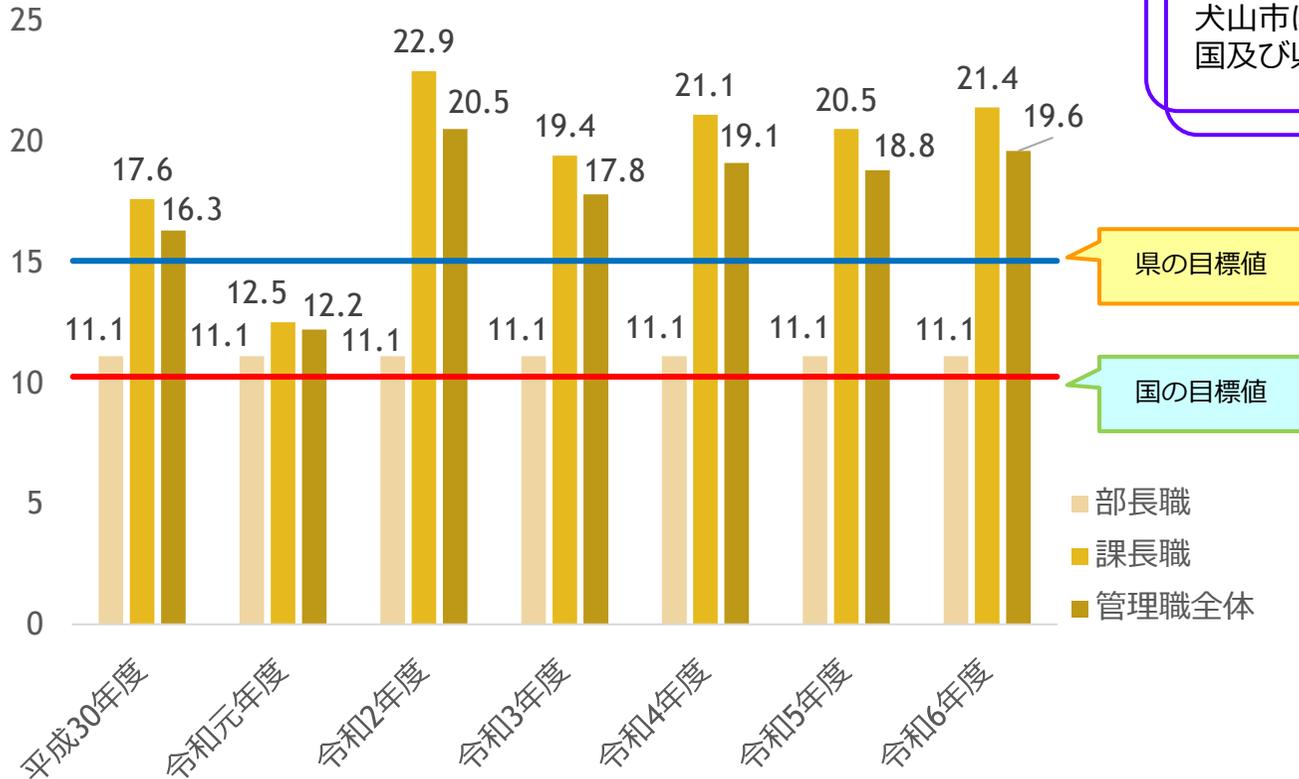
② 施策・方針決定過程での女性の参画の推進

◆管理職に占める女性の割合

【目標数値】国(課室長相当職)10%、国(指定職相当)8% (参考:内閣府「第5次男女共同参画基本計画」,令和2年12月25日,P19)

県:15% (参考:愛知県「あいち男女共同参画プラン2025」,2021年3月,P30)

犬山市職員における管理職の女性割合



犬山市は全項目について
国及び県の目標値を上回っている

◆ 審議会等に占める女性の割合

【目標数値】 国：40%以上、60%以下 (参考:内閣府「第5次男女共同参画基本計画」,令和2年12月25日,P20)

県：40%以上、60%以下 (参考:愛知県「あいち男女共同参画プラン2025」,2021年3月,P30)

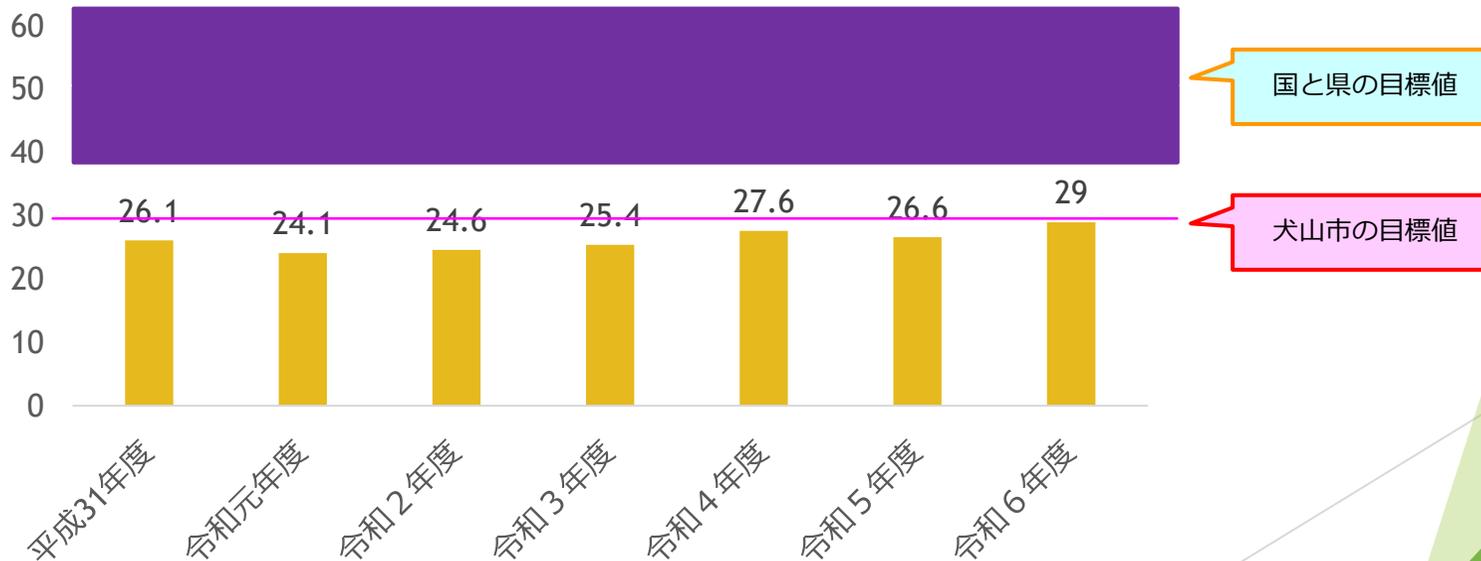
市：3割以上 (参考：犬山市附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン,第5条第4号)

(附属機関の委員の選任)

第5条 附属機関の委員の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から選任すること。
- (2) 審査、審議等を公正に行うため、利害関係を有する者を委員に選任することが適切でないと認められる場合は、当該利害関係を有する者を委員に選任しないこと。
- (3) 委員の数は、原則15人以内とすること。
- (4) 女性委員が委員定数の3割以上となるように努めること。
- (5) 委員がその職責を十分果たし得るよう、同一人を委員として選任できる附属機関の数は、原則5以内とすること。
- (6) 委員は、原則通算3期(任期が4年以上の附属機関にあっては、2期)を超えて再任しないものとする。ただし、当該委員が専門的な知識、経験等を有する等特別な事情があるときは、この限りでない。
- (7) 市職員は、法令又は条例の定めがある場合等特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないものとする。

犬山市における審議会等委員登用の女性割合



IV すべての男女が安全・安心して暮らせるまちづくり

① ころとからだの健康づくり

◆相談事業を実施

- ・健康なんでも相談（尾北医師会主催）
- ・保健師・栄養士・歯科衛生士による健康相談
- ・精神科医によるころの健康相談
- ・アルコール相談（尾北断酒会主催）

◆妊娠期からの事業を実施

- ・すくすくいぬまる
→妊娠、出産、子育て期の様々な不安や疑問、相談を保健師や助産師が対応することができる。

（妊娠・出産後）

- ・母子健康手帳交付面談や妊娠8か月時に家庭訪問、出産後のベビワン訪問時に相談や悩み事に対応。
- ・妊産婦健康診査やパパママ教室、産後ケア事業の実施。

（子育て）

- ・各種相談事業に子育てに関する不安や疑問、相談に対応
- ・各月例に応じて、乳幼児健康診査、月齢に応じた相談、教室の実施

◆健康づくり事業を実施

- ・ウォーキング事業
- ・各種料理教室
- ・骨密度チェック など

② すべての人が安心して暮らせる環境づくり

未実施

③ あらゆる暴力・人権侵害の根絶

- ◆相談窓口を設置及び市ホームページにて周知
- ・市子育て支援課にて設置（電話相談も可）